

附則

(実施日)

この改正規定は、2024 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025 年 3 月 31 日まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円 (税込 523 円) とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 11 月 1 日から実施します。

この改正規定の実施により、本約款の料金表に定める音声通信明細書の発行料を、以下の通り改定します。

音声通信明細書の発行料 (1 発行ごと)	
改定前	改定後
75 円 (税込 82.50 円)	150 円 (税込 165 円)

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 1 月 14 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 2 月 19 日から実施します。

この改正規定の実施により、本約款の料金表Ⅲに定めるハートフルプランの料金額 (月額) を、以下の通り改定します。

J:COM PHONE プラス ハートフルプラン料金額 (1 回線ごと)	
改定前	改定後
665 円 (税込 731 円)/月額	755 円 (税込 830 円)/月額

(J:COM PHONE プラス ハートフルプラン料金額の改定に関する経過措置)

2025 年 2 月 18 日までに本約款の料金表Ⅲに定めるハートフルプランの適用が開始されている場合は、この改正規定の実施以降も、改定前の料金額を継続適用します。

J:COM PHONE プラスサービス (2024年10月1日以降にご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2025年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025年4月1日から実施します。

(約款の適用に関する経過措置)

この改定規定の実施により、第1条(約款の適用)に第2項を追加します。この追加規定は、2024年12月1日に遡って適用します。

(天気予報サービス「177」の終了について)

天気予報サービス「177」は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の都合により、2025年3月31日をもって終了します。

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2024年10月1日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM PHONE プラスサービス (住宅用)	476 円 (税込 523 円)

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027年3月31日まで上記の特別料金を適用します。

(1) 既に、この改正規定の実施日より前に J:COM TV サービス加入契約約款もしくはインターネット接続サービス契約約款の附則 2024年10月1日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。

(2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。

(実施期日)

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日を

J:COM PHONE プラスサービス (2024年10月1日以降にご契約のお客さま)

もって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。